

## 「令和5年春季全国火災予防運動」を実施します

問合せ 児玉郡市広域消防本部 予防課 ☎0495-24-8392

防火標語(2022年度全国統一防火標語) 『お出かけは マスク戸締り 火の用心』  
実施期間 3月1日(水)～7日(火)

### 住宅防火 いのちを守る 10のポイント



全国消防イメージキャラクター「消太」

#### 【4つの習慣】

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

#### 【6つの対策】

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

## 乙種防火管理講習

問合せ 児玉郡市広域消防本部 予防課 ☎0495-24-8392

学校、病院、工場、事務所、店舗その他多数の者が出入し、勤務し、または居住する建物（グループホームなどの社会福祉施設等を除く、不特定の者を収容する建物は30人以上、その他の建物は50人以上）には、消防法で定める資格を有する防火管理者を置かなければなりません。

今回は小規模な事業所（延べ面積300㎡未満など）を対象に下記のとおり講習会を開催します。

日時 3月16日（木）午前9時30分～午後4時50分

場所 児玉郡市広域消防本部 多目的ホール（本庄市西富田904番地3）

教材費 3,000円

定員 20名

申込期間 3月1日(水)～15日(水)※土日を除く 午前9時～午後4時30分

申込方法 申込書に証明写真（縦2.5cm×横2.0cm）を添付し、直接窓口へ申込んでください。

申込書は各消防署で配布、または児玉郡市広域消防本部ホームページからダウンロードできます。

定員になり次第締め切ります。

申込窓口 児玉郡市広域消防本部 予防課（本庄市西富田904番地3）



児玉郡市広域消防本部

## 越境した竹木の切取りルールが変更されます

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

令和3年民法改正により、隣人同士の間での土地利用の見直しが行われ、隣地の竹木の枝が越境してきた場合で次に掲げるとき（改正後・民法第233条第3項）は、土地の所有者は、その枝を切り取ることができるようになります。新しいルールの適用開始（施行）は令和5年4月1日になります。

- 1 竹木の所有者に枝を切り取るよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切り取らないとき
- 2 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- 3 急迫の事情があるとき

改正前の民法では、隣地の竹木の枝が越境してきた場合、自ら切り取ることはできず、越境した竹木の所有者に切り取ってもらわなくてはなりません。そのため、竹木の所有者が切取りに協力しない場合や竹木の所有者が不明の場合などには、竹木の所有者に切り取ってもらうことが困難でした。

今回の改正により、越境された土地の所有者が行動を起こしやすくなるので、竹木の所有者はこれまでより対応を求められるケースが増えることが予想されます。良好なご近所付き合いを維持するためにも、庭木の手入れは、こまめに行っていただくようお願いします。

### 行動を起こす前に

民法改正により、越境してきた竹木の枝を切り取ることができるようになる一方で、必要以上に枝を切りすぎてしまい、相手方との思わぬトラブルになる危険性もあります。

お困りの場合は、弁護士等の法律の専門家に相談してはいかがでしょうか。

4月17日（月）には、法テラス熊谷による「無料法律相談会」が開催されます。相談には事前予約が必要です。詳細は17ページ「くらしの情報」をご覧ください。

## かみかわ町長コラム



神川町長 櫻澤 晃

### ご卒業おめでとうございます



3月に入り、寒さの中にも春の気配が感じられる季節となりました。卒業（卒園）シーズンにもなりますが、今年度神川町立の4小学校から104名、神川中学校から102名の児童・生徒の皆さんがご卒業を迎えます。また、神川幼稚園は24名、保育所（渡瀬保育園を含む）は41名の園児の皆さんが卒園されます。心からお祝い申し上げます。

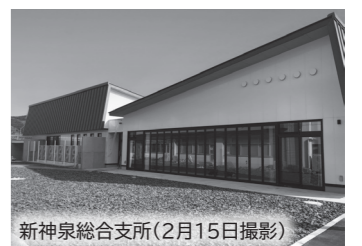
これまで学んだことを生かし、未来へと羽ばたいていただくことを期待しております。

### 新神泉総合支所がオープンします

皆さんご存知のように、老朽化している現在の神泉総合支所に代わり、多目的交流施設敷地内に新神泉総合支所が令和5年4月より開所されます。

事務室は、来庁者が利便性を感じられるコンパクトな造りで、安全性や気密性にも配慮したものとなっています。会議室は、誰もが親しみやすく気軽に利用できるよう一般開放し、多目的交流施設との利用連携も図っています。また、朝日バスの延伸を行って町営バスの発着起点とすることにより、施設の利用促進を図ります。さらに、「観光」や「林業」の事務を一部移管し、町づくりの強化を図ります。

多目的交流施設と併せて、お気軽にご利用ください。



新神泉総合支所(2月15日撮影)